

最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 14102302

性能分野	防災性
大分類	震災後の生活性能維持
中分類	継続利用可能性
技術の名称	エレベーターの自動診断仮復旧運転プログラム

- ・ 中規模以下の地震時に、地震管制により一旦停止したエレベーターを自己診断し、異常がない場合に自動復旧させるプログラムをエレベーター制御盤に組み込む。
- ・ 地震時のエレベーターの運行の対応は、震度4弱で停止し、震度5弱までは、自動復旧運転による再運行が可能となる。ただし、震度5強以上は、エレベーター点検保守員の確認後の再運行が原則である。
- ・ エレベーター制御盤に自動復旧プログラムを導入することで、震度5弱以下の中地震時に点検保守員なしでもエレベーターを自動的に復旧することができる。
- ・ 採用は1998年耐震基準に適合したエレベーターに限定される。
- ・ 1998年耐震基準を満たしている場合は、エレベーター制御へのプログラム追加による工事は発生しない（制御プログラム追加可能な制御盤への改修が必要な場合はある）。
- ・ エレベーター管理会社に対するプログラム使用料（月毎）が発生する。

改修技術の概要

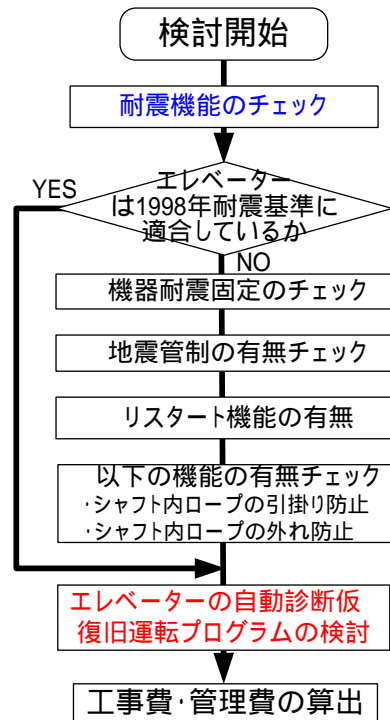


図1 昇降機耐震強化と自動復旧プログラムの検討フロー

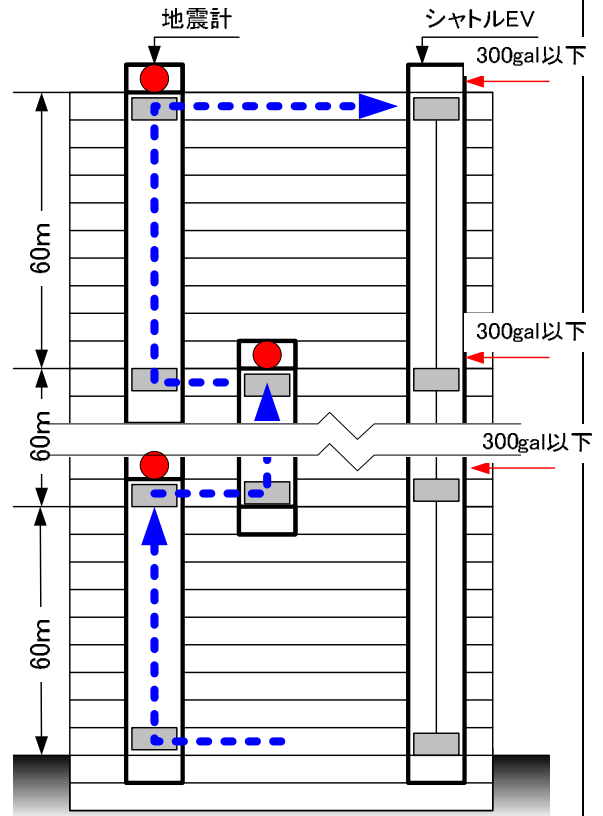


図2 自動復旧プログラムのイメージ

共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術(劣化を補修する技術 性能を向上させる技術)	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	適用できない
		S55年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性がある
		S56～H2年供給(総プロB)	使われる可能性がある
		H3～12年供給(総プロC)	使われる可能性がある
		H13年以降供給(総プロD)	使われる可能性が相当ある
		(補足) エレベーターが設置されていないことが想定される	
常にセットで利用される技術			
技術が適用される建物の部位	共用部分 (躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部) 専有部分 (設備・配管 その他専有部分) (設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 ()) (注意すべき主な法令())		
団地で適用した場合のメリット	住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)() まとまった土地が利用できること(仮設以外)() 住宅の数が多く密度が高い() 特定の設備があること()		
足場の設置が必要	必要 不要 ()		
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 ()	
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気 その他専用部又は専用使用部分に対する制限 ()	
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限() 日照・採光等への影響()	
当該技術が利用される工事	計画修繕工事(劣化の補修 性能の向上) 耐震改修工事(耐震性の向上 他の性能の向上)		
技術的境界			
参考資料	技術情報	「中央区高層住宅防災対策検討委員会報告書」東京都中央区区民部防災課	
	価格情報		